食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約
締約国は、
食料及び農業のための植物遺伝資源が特別の性質及び他と異なる特徴を有すること並びに食料及び農業の
ための植物遺伝資源の問題が特有の解決策を必要とすることを確信し、
食料及び農業のための植物遺伝資源が消失し続けていることを危険な事態として受け止め、
全ての国が自国外に起原を有する食料及び農業のための植物遺伝資源に極めて大きく依存しているという
点で、食料及び農業のための植物遺伝資源が全ての国の共通の関心事であることを認識し、
食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成が、世界の食
糧安全保障に関するローマ宣言及び世界食糧サミットの行動計画の目標の達成並びに現在及び将来の世代の
ための持続可能な農業開発のために不可欠であること、並びにこれらの任務を遂行するための開発途上国及
び移行経済国の能力が早急に強化されることが必要であることを確認し、

-

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画がこれらの保全及び
持続可能な利用のための国際的に合意された枠組みであることに留意し、
さらに、食料及び農業のための植物遺伝資源が、作物の遺伝的な改良(農業者による選抜、古典的な植物
の育種又は現代のバイオテクノロジーのいずれによるものであるかを問わない。)に不可欠な原材料であ
り、並びに予見することができない環境の変化及び将来の人類のニーズに適応するために不可欠であること
を確認し、
食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、改良及び提供について世界の全ての地域の農業者、特に、起
原の中心にいる農業者及び多様性の中心にいる農業者が過去、現在及び将来において行う貢献が、農業者の
権利の基礎であることを確認し、
また、農場で保存されている種子その他の繁殖性の素材の保存、利用、交換及び販売について、並びに食
料及び農業のための植物遺伝資源の利用に関する意思決定並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な
配分への参加についてこの条約において認められる権利が、農業者の権利の実現並びに農業者の権利の国内
的及び国際的な増進のための根本的な要素であることを確認し、

\_\_\_\_

この条約とこの条約に関連する他の国際協定とが持続可能な農業及び食糧安全保障のために相互に補完的
であるべきであることを認識し、
この条約のいかなる規定も、他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に変更を加えることを意味する
ものと解してはならないことを確認し、
このことは、この条約と他の国際協定との間に序列を設けることを意図するものではないことを理解し、
食料及び農業のための植物遺伝資源の管理に関する問題が農業、環境及び商業の交錯する局面で生じてい
ることを認識し、並びにこれらの分野の間に相乗作用があるべきであることを確信し、
世界における食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性を保全するために過去及び将来の世代に対して
締約国が有する責任を認識し、
各国が、自国の食料及び農業のための植物遺伝資源に対する主権的権利を行使するに際し、交渉によって
選択された食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にし、並びにその利用から生ずる利益
を公正かつ衡平に配分するための効果的な多数国間の制度を創設することにより、相互に利益を得ることが
できることを認識し、

国際連合食糧農業機関憲章第十四条の規定に従い国際連合食糧農業機関の枠組みの下で国際協定を締結す
ることを希望して、
次のとおり協定した。
第一部 序
第一条 目的
1. この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物の多様性に関する条約と調和する方法によ
る食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正か
つ衡平な配分を目的とする。
1. 1.に定める目的は、この条約を国際連合食糧農業機関及び生物の多様性に関する条約と密接に関係付け
ることにより達成される。
第二条 用語
この条約の適用上、次の用語は、次に定める意味を有する。これらの用語の定義は、商品の貿易を対象と
することを意図するものではない。

匹

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環
境において維持し、及び回復することをいい、栽培植物種については、存続可能な種の個体群を当該栽培植
物種が特有の性質を得た環境において維持し、及び回復することをいう。
「生息域外保全」とは、食料及び農業のための植物遺伝資源を自然の生息地の外において保全することを
いう。
「食料及び農業のための植物遺伝資源」とは、植物に由来する遺伝素材であって食料及び農業のための現
実の又は潜在的な価値を有するものをいう。
「遺伝素材」とは、植物に由来する素材であって遺伝の機能的な単位を有するもの(生殖能力を有する素
材及び栄養繁殖性の素材を含む。)をいう。
「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一の分類群に属する植物の集合であって、他と異な
る特徴その他遺伝的な特性の再現性によって特定されるものをいう。
「生息域外保持収集物」とは、収集され、自然の生息地の外において保持されている食料及び農業のため
の植物遺伝資源をいう。

Ŧī.

「起原の中心」とは、植物種(栽培種であるか野生種であるかを問わない。)がその特有の性質を最初に
得た地理的区域をいう。
「作物の多様性の中心」とは、生息域内状況において作物種に関する高い水準の遺伝的な多様性を有して
いる地理的区域をいう。
第三条 適用範囲
この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関するものとする。
第二部 一般規定
第四条 一般的義務
締約国は、自国の法令及び手続をこの条約に定める義務に適合したものとすることを確保する。
第五条 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作
成
5. 締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植
物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するものとし、適当な場合に

七

(f)	収集された食料及び農業のための植物遺伝資源の生存力、変異の程度及び当初の遺伝的状態が維持さ
	れるよう監視すること。
5.2	締約国は、適当な場合には、食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を最小にし、又は可能な
場	谷には除去するための措置をとる。
	第六条 植物遺伝資源の持続可能な利用
6.1	締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の
措	置を定め、及び維持する。
6.2	食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用には、次の措置を含めることができる。
(a)	農業に係る生物の多様性及び他の天然資源の持続可能な利用を強化する多様な農業の方法の開発及び
	維持を状況に応じて促進する公正な農業政策を追求すること。
(b)	農業者(特に、独自の品種を生み出し、及び利用する農業者並びに土壌の生産力の維持並びに病害、
	雑草及び害虫への対処において生態学上の原理を応用する農業者)の利益のため、種内及び種間の変異
	を最大にすることにより生物の多様性を高め、及び保全する研究を強化すること。

<ul> <li>(f) 適当な場合には、農用地における作物の管理、保全及び持続可能な利用に当たり、品種及び種の多様</li> <li>(d) 作物の遺伝的な基盤を拡大すること及び農業者が利用することができる遺伝的な多様性の範囲を増大させること。</li> <li>(f) 適当な場合には、地域に固有の及び地域に適応した作物、品種及び十分に利用されていない種の幅広い利用を促進すること。</li> <li>(f) 適当な場合には、農用地における作物の管理、保全及び持続可能な利用に当たり、品種及び種の範囲を増大なせること。</li> </ul>
適当な場合には、農用地における作物の管理、保全及び持続可能な利用に当たり、
性をより広く利用することを支援すること、並びに作物のぜい弱性及び遺伝的侵食を減少させ、並びに
持続可能な開発と両立する世界の食料生産の増大を促進するため、植物の育種と農業開発とを緊密に関
連付けること。
(g) 育種に関する戦略並びに品種の公開及び種子の配布に関する規則を見直し、適当な場合には修正する
۲ را حرا م

第八条 技術援助	<ul><li>(d) 第十八条に規定する資金供与の戦略を実施すること。</li></ul>	(c) 第五部に規定する制度的な措置を維持し、及び強化すること。	及び技術を共有し、これらの取得の機会を提供し、並びにこれらを交換すること。	動を強化すること、並びに第四部の規定に従い、食料及び農業のための植物遺伝資源並びに適当な情報	(b) 保全、評価、資料の作成、遺伝資源の拡充、植物の育種及び種子の増殖を促進するための国際的な活	能力を確立し、又は強化すること。	<ul> <li>(a) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する開発途上国及び移行経済国の</li> </ul>	7. 国際協力は、特に次のことを目的とする。	に又は国際連合食糧農業機関その他関連する国際機関を通じて他の締約国と協力する。	グラムに統合し、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用において、直接的	7. 締約国は、適当な場合には、前二条に規定する活動を自国の農業及び農村の開発に関する政策及びプロ	第七条 国の約束及び国際協力
----------	--	----------------------------------	---------------------------------------	--	---	------------------	---	------------------------	---	---	---	----------------

 $\overline{\bigcirc}$ 

締約国は、この条約の実施を円滑にすることを目
締約国(特に、開発途上締約国又は移行経済締約
第三部 農業者の権利
第九条 農業者の権利
9. 締約国は、地域社会及び原住民の社会並び
者及び作物の多様性の中心にいる農業者)が
伝資源の保全及び開発のために極めて大きな貢献を行
9. 締約国は、農業者の権利が食料及び農業の
任を負うのは各国の政府であることに合意する。
には、国内法令に従い、農業者の権利を保護
は、次の事項に関する措置を含む。
(a) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する伝統
(b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用

\_\_\_\_

(c)	食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する事項についての国内におけ
ろ	る意思決定に参加する権利
9.3 こ	の条のいかなる規定も、農場で保存されている種子又は繁殖性の素材を国内法令に従って適当な場合
に保	存し、利用し、交換し、及び販売する権利を農業者が有する場合には、その権利を制限するものと解
して	はならない。
	第四部 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度
	第十条 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度
10.1 締	約国は、他国との関係において、国家がその食料及び農業のための植物遺伝資源に対して有する主権
的 権	利(食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会について定める権限がその存する国の政府に属
Ļ	その国の国内法令に従うことを含む。)を認める。
10.2 締	約国は、自国の主権的権利を行使するに当たり、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得すること
を容	を容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、
かつ、	、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設

\_\_\_\_ \_\_\_

立することに合意する。
第十一条
11.1 第一条に定める食料
る利益の公正かつ衡
関係の基準に従って
11.2 11に規定する多数
約国の管理及び監督
その対象が最大限に
植物遺伝資源を保有する他の全ての者に対
よう要請する。
<ol> <li>11.3</li> <li>締約国は、自国</li> </ol>
物遺伝資源を保有するも
とを奨励するため

\_\_\_\_

可能な関連情報であって秘密でないものが適用のある法令に従って利用に供されること。
に供されること、並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源についての説明を内容とする他の利用
(c) 提供される食料及び農業のための植物遺伝資源とともに、全ての利用可能な識別のための情報が利用
は、最小限の経費の額を超えない手数料で)提供されること。
b 取得の機会が、迅速に、個々の収集物の追跡を必要とすることなく、かつ、無償で(有償の場合に)
得の機会を提供するための決定要因であるべきである。
については、その食糧安全保障上の重要性が、当該作物を多数国間の制度に含め、その容易にされた取
含まれないことを条件とする。複数の用途(食料及び食料以外の用途の双方を含む。)に供される作物
提供されること。ただし、取得の目的に化学、医薬その他の食料及び飼料以外の分野の産業上の利用が
(a) 取得の機会が、食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のための利用及び保全の目的のためにのみ
12. 12に規定する取得の機会の提供は、次の条件に従って行われる。
規定に従うことを条件として、締約国の管轄の下にある法人及び自然人に対しても行われる。
うために必要な法律上その他の適当な措置をとることに合意する。このような取得の機会の提供は、1.の

\_\_\_\_ 五. 12.4

(d)	受領者が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分若しくは構成要素であって、多
数	<b>釞国間の制度から受領した形態のものについて、容易にされた取得の機会の提供の妨げとなるいかなる</b>
知	知的財産権その他の権利も主張しないこと。
(e)	開発中の食料及び農業のための植物遺伝資源(農業者が開発している素材を含む。)の取得の機会の
提	延供については、その開発の期間中は、開発者の裁量によること。
(f)	知的財産権その他の財産権によって保護された食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提
供	浜については、関連する国際協定及び国内法令に従って行われること。
(g)	多数国間の制度の下で取得され、保全される食料及び農業のための植物遺伝資源が、その受領者によ
り	<b>り引き続きこの条約に従って同制度における利用に供されること。</b>
(h)	この条の他の規定の適用を妨げることなく、生息域内状況にある食料及び農業のための植物遺伝資源
の	S取得の機会の提供については、国内法令又は国内法令が存在しない場合には理事会が設定する基準に
従	<b>ぜって行われることに締約国が合意していること。</b>
19.9	12及び12の規定に基づく容易にされた取得の機会の提供は、定型の素材移転契約に基づいて行われる。2

一六

	12.6 高要件に従って訴	12.5 定型の素材移転契約の 該定型の素材移転契約	当該食料及び農業の益の配分に関する規
間の制度において適当野記を提起することが契約の下で契約上の紛型の素材移転契約の下で契約上の紛	契約の下で契約上の紛型の素材移転契約の下	する宝と口ので	ための植物遺伝資にその他この条約
て生する義務が専 できることを確保 いて、農業の体制	争が生ずる場合に	れることを要求す	源の他の者又は団の関連規定、並びて採択されるもの
め 再 る 、 自 す 。 自 国 の 法	、自国の法	の当事者	への移転及 (a) (a)
伝資源の容易にされた取得の機会をするため、災害救助の調整者と協力制度の下で、適用される管轄権に係		に課されることを認識しつつ、含む。	びその後のあらゆる移転について当業のための植物遺伝資源の受領者が(d及ひ(gの規定) 13.(d)iiに定める利
易にされた取得の機会を 災害救助の調整者と協力	される管轄権に	認識しつつ、当該	る移転について当 る移転について当

七

13.2	
締約国は、	の規定に従い
多数国間の制度の下にある食料及び農業の	た従い公正かつ衡平に配分されることに合意する

				(a)	٦	6	力	to	10. 2
用~	こめ	び	<i>.</i>		, ,	$\mathcal{O}$	$\mathcal{O}$	0	締
に 住	合の 意植	目録、	締約	情 報	理 事	仕 組	開 発	か	約国
さよう	す物		約国は、	$\mathcal{O}$	会の	みは、	並	ら 生	国は、
に供される。	る。仮	投術		交換	り指		に	生ず	
当言	する。当該	に関	多数		針 に	定 期	商 業	る 利	数国
該「	合意する。当該青報の植物遺伝資源の特	する	多数国間		従っ	的に	化	む。)から生ずる利益が、	間の
当該情報は、	は徴	る情知			てて	に見	によっ		の制
	、秘密での把握、	粒並	刑 度		浬 営	直 し	る利	伏の	度 の
第 ~ 十 ~	密握で、	びに	の 下		事会の指針に従って運営される。	が 行	益 の	(a) か	下
七 7 条 1	秘密でない場合には、把握、評価及び利用に	技術に関する情報並びに技術的、	にあ		る。	わた	配分	б (b)	にあっ
に	湯及合び	的	る合			れる	の	じまで	る食
定し	こ利	科	良料 ア			世 界	紅組	に	料 及
0	K_	字 的	の制度の下にある食料及び農業のための			期的に見直しが行われる世界行動計画における優先	みに	次の (a)から (d)までに 定める 情報の 交換、	多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植
世 界	適用のある	及 び	農業			影計	より	る 情	辰業
的の	のるも	社	のた			画 に	公正	報の	のた
情	るのたち	ム経済	ための			おけ	か	交換	めの
単 イシー イ	を含む	済 的	の植物			る頃	う衡		植物
スト	こむ。	な 研	物 遺				半 に	技術	物遺
	じ。)を	究の	遺伝資源に関し、			的 な	配分	の 取	伝資源の利用
ムを通じ、	かった	成	Q 源 に			活動	パされ	い得の	源 の
		*	関			のハ	る	機	利田
こが	各報国を	当該				ブ 野	こと	会の	
条(約前	の利能用	食料	特に、			を 考	に合	提供	商 業
この条約の全ての締約	、かつ、各国の能力に応じて利を含む情報を利用に供すること	科学的及び社会経済的な研究の成果(当該食料及び農業のた				的な活動の分野を考慮するものと	発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意する。	の取得の機会の提供及び移転	(商業上の利用を含
エレ	正立に	い農業	カタログ			っる」	ッる。	移転	利日
の締	しるこ	兼 の				も の	これ	`	用 を
約	利と	た	及			と	れ	能	含

国の利用に供される。

八

		(ii)								(i)	(b)
プへの参加、受領した素材に関する研究及び開発並びに商業的な合弁事業におけるあらゆる形態の連	業のための植物遺伝資源の利用に関する作物ごとの課題検討グループの設立及び維持並びに同グルー	(i) 国(特に、開発途上国及び移行経済国)に対する技術の取得の機会の提供及び移転は、食料及び農	各国の能力に応じてその取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。	た品種及び遺伝素材については、関連する財産権及び取得の機会の提供に関する法令を尊重しつつ、	取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。これらの技術、改良され	る食料及び農業のための植物遺伝資源の利用を通じて開発されたものについて、前条の規定に従って	うな技術及び同制度の下にある遺伝素材並びに改良された品種及び遺伝素材であって同制度の下にあ	ことを約束する。締約国は、一部の技術が遺伝素材を通じてのみ移転され得ることを認識し、そのよ	価及び利用のための技術の取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする	<ol> <li>(i) 締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、特徴の把握、評</li> </ol>	〕 技術の取得の機会の提供及び移転

\_\_ 九

 $\vec{\bigcirc}$ 

しての支払をその商業化を行う受領者。 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(6)
商業七こよる金銭内な河益その也の河益の記と。	d)
证	
可能な場合には、開発途上国及び移行経済国において、これらの国	
能な利用のための施設を整備し、及び強化すること。	
<ul><li>(i) 特に、開発途上国及び移行経済国において、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可</li></ul>	
び訓練のためのプログラムを作成し、又は強化すること。	

\_\_\_\_\_ \_\_\_\_

	含めることに合意する。ただし、当該産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供
	される場合は、この限りでなく、この場合においては、商業化を行う受領者は、当該支払を行うこと
	を奨励される。
	理事会は、その第一回会合において、商慣行に従い、当該支払の水準、形式及び方法を決定する。
	理事会は、当該産品を商業化する各種の受領者について異なる支払の水準を設定することを決定する
	ことができる。理事会は、また、開発途上国及び移行経済国における小規模農家に対し当該支払を免
	除する必要性について決定することができる。理事会は、利益の公正かつ衡平な配分を達成するため
	に支払の水準を随時見直すことができるものとし、この条約の効力発生から五年以内に、商業化され
	た産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合にも定型の素材移転契約
	に定める義務的な支払の規定を適用するか否かについて評価することができる。
13.3	13 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益であって多数国間の制度の下で配3
$\bigtriangleup$	分されるものが、主として、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用す
Z	る全ての国(特に、開発途上国及び移行経済国)の農業者に対して、直接又は間接にもたらされるべきで

する	经	失	13.6		13.5	$\Diamond$	四日	曲	13.4	4
る世界行動計画がこの条約にとって重要であることを認識し、同計画の効果的な実施(特に、前条の規定	締約国は、定期的に見直しが行われる食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関第十四条 世界行動計画	第五部(補完的な要素)、「新知道」では、「「「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」で、	締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源から利益を得ている	規定及び第十八条に規定する資金供与の戦略の効果的な実施に大きく依存することを認める。	締約国は、世界行動計画を十分に実施する能力(特に、開発途上国及び移行経済国の能力)がこの条の	金供与の戦略の下で行われる具体的な援助に関連する政策及び基準を検討する。	限る。)における食料及び農業のための植物遺伝資源の保全のため、第十八条の規定により合意される資	農業のための植物遺伝資源の多様性に対する貢献が顕著であるか又は特別のニーズを有する移行経済国に	理事会は、その第一回会合において、開発途上国及び移行経済国(多数国間の制度の下にある食料及び	あることに合意する。

を考慮しつつ、能力の開発、技術の移転及び情報の交換に関する一貫した枠組みを提供するための国内措置
及び適当な場合には国際協力を通じた実施を含む。)を促進すべきである。
第十五条 国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターその他国際的な組織が保有す
る食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物
15. 締約国は、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターに委託されている食料及び農業の1
ための植物遺伝資源の生息域外保持収集物がこの条約にとって重要であることを認める。締約国は、国際
農業研究センターに対し、次の条件に従って当該生息域外保持収集物に関する理事会との取決めに署名す
るよう要請する。
<ul> <li>(a) 附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって国際農業研究センターが保有するもの</li> </ul>
が、第四部の規定に従って利用に供されること。
(b) 附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源で
あって、国際農業研究センターが保有するもの(この条約の効力発生前に収集されたものに限る。)
が、当該国際農業研究センターと国際連合食糧農業機関との間の取決めに基づいて現在用いられている

<u>一</u> 匹

国の頃或内において食料及び農業のための植物遺伝資原が生息或内本がして定期的に通報すること。本の第二回通常会合が終了する時まで素材移転契約の規定に従って利用に供されること。この定型の素材
第十二条及び第十三条の規定)に適合するように、かつ、次の条件
国際農業研究センターが、理事会が定める日程に従い、締結された
会に対して定期的に通報す
① 自国の領域内において食料及び農業のための植物遺伝資源が生息域内状況から収集された締約国が
要求する場合には、当該締約国に対し、定型の素材移転契約を締結することなく当該食料及び農業の
ための植物遺伝資源の試料が提供されること。
⑪ 定型の素材移転契約に基づいて生ずる利益であって19.fに規定する仕組みに支払われるものが、
に、当該定型の素材移転契約の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な
利用、とりわけ開発途上国及び移行経済国(特に、多様性の中心である開発途上国及び移行経済国並
びに後発開発途上国)における国別の及び地域的なプログラムに基づく当該保全及び持続可能な利
のために用いられること。

<u>一</u> 五.

$(\cdot)$	<ul><li>     田際農業研究センターが自己の能力に応じて定型の素材移転契約の条件の効果的な遵守を確保する     </li></ul>
	ために適当な措置をとり、及び不遵守の事案を理事会に速やかに通報すること。
(c)	国際農業研究センターがその保有する生息域外保持収集物であってこの条約の規定の適用を受けるも
æ	のに関する政策上の指針を定める理事会の権限を認めること。
(d)	当該生息域外保持収集物を保全する科学的及び技術的な施設が国際農業研究センターの権限の下に置
.2.	かれること、並びに国際農業研究センターが国際的に受け入れられた基準(特に、国際連合食糧農業機
HН	関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が認めるジーンバンクの基準)に従って当該生息域
ы	外保持収集物を管理することを約束すること。
(e)	国際農業研究センターの要請に応じ、事務局長が適当な技術的な支援を提供するよう努めること。
(f)	事務局長がいつでも创に規定する施設にアクセスし、当該施設においてこの条の規定の対象となる素
++	材の保全及び交換に直接関係して行われる全ての活動を検査する権利を有すること。
(g)	国際農業研究センターが保有する生息域外保持収集物の秩序ある維持が不可抗力その他の事態によっ
	て妨げられ、又は脅威にさらされる場合には、事務局長が当該国際農業研究センターの所在国の承認を

<u>一</u>六

,	т	15.4	<i>c</i>	्राम्	77		15.3	<b>₹</b> ₩	æ	_	15.2		
ム及び活動にとって重要であるものの取得の機会を提供することが奨励される。	Iに掲げられていない食料及び農業のための植物遺伝資源であって当該国際農業研究センターのプログラ	締約国は、理事会との取決めに署名した国際農業研究センターに対し、相互に合意する条件で、附属書	の植物遺伝資源を獲得した国との間で相互に合意する条件に合致する条件で、取得の機会が提供される。	源の原産国又は生物の多様性に関する条約若しくは他の適用のある法令に従って当該食料及び農業のため	及び農業のための植物遺伝資源を受領する国際農業研究センターと当該食料及び農業のための植物遺伝資	て、この条約の効力発生後に国際農業研究センターが受領し、かつ、保全するものについては、当該食料	附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であっ	務局長が保有する一覧表に記載されるものとし、当該一覧表は、要請に基づき締約国に提供される。	の植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。当該国際農業研究センターは、事	この条約の規定に従って理事会との取決めに署名したものに対し、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のため	締約国は、多数国間の制度の下で、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターであって	得て可能な限り当該生息域外保持収集物の避難又は移転を支援すること。	

<u>一</u> 七

15.5 理事会は、	また、関係する他の国際的な組織とこの条に定める目的のための取決めを行うよう努める。
第十六条	、条 植物遺伝資源に関する国際的なネットワーク
16.1 食料及び豊	)農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークにおける既存の協力関係は、可能な
限り全ての食	食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とするため、既存の取決めに基づき、かつ、この条
約の規定に適	に適合するように奨励され、又は展開される。
16.2 締約国は、	適当な場合には、全ての関係する機関(政府機関、民間の機関、非政府機関、研究機関、
種機関その他	心の機関を含む。)に対し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワー
クに参加する	るよう奨励する。
第十七	J条 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する世界的な情報システム
17.1 締約国は、	食料及び農業のための植物遺伝資源に関する科学上、技術上及び環境上の事項に関する情報
の交換が食料	行及び農業のための植物遺伝資源に関する情報を全ての締約国の利用に供することにより利益
の配分に貢献	歐することを期待しつつ、当該情報の交換を促進する世界的な情報システムを既存の情報シス
テムに基づいて	、て開発し、及び強化することに協力する。当該世界的な情報システムの開発に当たっては、

<u>一</u> 八

が資金	の 条 資 の 金	略 の は 条 資 の 金	、 対 略 は 、 こ の 条 の 規	<ul> <li>的 を は 条 資</li> <li>な 高 、 の 金</li> <li>活 め こ 規</li> </ul>
る 規 定	規定に従い、この条約の実施のための資金供与の戦略を実施することを約束する。する規定	に基づく活動を実施するための資金のい、この条約の実施のための資金供与	を目的とする。	たでです。 「たい、この条約の実施のための資金供与 「たい、この条約の実施のための資金の なって、 「たい、この条約の実施のための資金の 「たい、この条約の実施のための資金の 「たい、この条約の実施のための資金の

<u>一</u> 九

18.4

Ē

		優 先		18.5			(f)		(e)		
第十九条理事会	第七部 制度に関する規定	<b>元順位が与えられることに合意する。</b>	特に後発開発途上国)及び移行経済国の農業者のための合意された計画及びプログラムの実施に対して	締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する開発途上国	めの戦略の実施方法を検討することに合意する。	の貢献については、第十三条の規定を考慮に入れる。締約国は、理事会がこのような貢献を促進するた	締約国、民間部門、非政府機関その他の資金源より、任意の貢献が行われ得る。民間部門による任意	る。 。	締約国は、13.0の規定に基づいて生ずる金銭的な利益が資金供与の戦略の一部であることに合意す	た資金は、この条約に適合しない目的で、特に商品の国際取引に関する分野において使用してはならな	利用のための国内の活動を実施し、並びに当該活動のために資金を配分することに合意する。配分され

b) (a) と によ 19.2 19.1
(b) この条約の実施のための計画及びプログラムを採択することで、 理事会は、この条約の目的を考慮しつつ、この条約の完全での決定は、常にコンセンサス方式によって行う。 はって合意に達しない限り、コンセンサス方式によって行う。 理事会は、この条約の目的を考慮しつつ、この条約の完全な中で、 を任務とする。 をを任務とする。 をを任務とする。
)
(
(b)
(c)
(d)
(e)

1) (k) 生 こ 物 の			ے °	(j) 特に	(i) 第	(h) 第	するこ	条約の	(g) こ の	定 ) を	(f) 必要	該補助
ļ	土物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際幾関及び条約の幾関の関連する快定	この条約の目的を達成するために必要なその他の任務を遂行すること。		に、第十三条及び前条の規定に関し、任意の貢献を奨励するた	第二十四条の規定に従い、必要に応じてこの条約の附属書の改正を検討し、採択す	第二十三条の規定に従い、必要に応じてこの条約の改正を検討し、採択すること。	すること。	約の機関(特に生物の多様性に関する条約の締約国会議を含む。)との協力関係を確立し、	の条約が対象とする事項(資金供与の戦略への関与を含む。)に関し、	を設けること。	必要に応じ、この条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み	伸助機関を設置し、並びにその権限及び構成を定めること。
	い幾期の関連する決定			めの戦略の実施方法を検討するこ	採択すること。	٥		际を確立し、及び維持	他の関連する国際機関及び		「組み(例えば信託勘	

	(m)	<ul><li>(m) 適当な場合には、生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに</li></ul>
		関に対し、この条約の実施に関する事項について情報を提供するこ
	(n)	<ul><li>(n) 第十五条の規定に基づく国際農業研究センター及び他の国際的な</li></ul>
		びに同条に規定する定型の素材移転契約を見直し、修正すること。
19.4		各締約国は、19.の規定に従い、一の票を有するものとし、理事会の
	る。	る。この代表は、一人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことが
	は、	は、理事会の審議に参加することができるが、代表に代わって投票す
	<	くほか、投票することはできない。
19.5		国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約
	ザ	ザーバーとして出席することができる。食料及び農業のための植物遺
	関	関連する分野において認められたその他の団体又は機関(政府又は非
	な	ない。)であって、理事会の会合にオブザーバーとして出席すること
	$\mathcal{O}$	のは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、

三匹

-	19.11	に	19.10	の	19.9	19.8	正	19.7	Ľ	食	19.6	認
	理事会は、その手続規則に従い、議長及び副議長(議長団)を選出する。	おいて締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。	理事会の特別会合は、理事会が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合	遺伝資源に関する委員会の通常会合と連続して開催される。	理事会は、少なくとも二年に一回通常会合を開催する。通常会合は、可能な限り、食料及び農業のため	理事会のいかなる会合においても、締約国の過半数の代表が出席していなければならない。	する。	理事会は、必要に応じ、その手続規則及び財政規則であってこの条約に反しないものを採択し、及び改	及び義務を履行する。	(糧農業機関憲章及び国際連合食糧農業機関の一般規則を準用してこの条約の締約国としての権利を行使	国際連合食糧農業機関の加盟機関及びその構成国であって、この条約の締約国であるものは、国際連合	められる。オブザーバーの出席については、理事会が採択する手続規則に従う。

三 五

20.5	20.4	(1)		20.3			(1)			20.2	±*	20.1
事務局長は、この条約の目的を達成するため、他の機関及び条約の機関(特に生物の多様性に関する条	事務局長は、理事会の会合のため、国際連合の六の言語で作成した文書を提供する。	(b) この条約の規定に従って締約国から受領した情報を通報すること。	(a) 理事会の決定について、その採択から六十日以内に通報すること。	事務局長は、全ての締約国及び国際連合食糧農業機関の事務局長に対し、次のことを行う。	(c) 自己の活動について理事会に報告すること。	の任務を遂行することを含む。)。	b 理事会がその任務を遂行することを支援すること(理事会がその決定により事務局長に委任する特定)	支援を行うこと。	<ul> <li>(a) 理事会及び補助機関が設置される場合には当該補助機関の会合を準備し、並びに当該会合の運営上の</li> </ul>	事務局長は、次の任務を行う。	事会の事務局長は、必要な場合には、国際連合食糧農業機関の職員の補佐を受ける。	理事会の事務局長は、理事会の承認を得て、国際連合食糧農業機関の事務局長によって任命される。理

三七

締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該他の締約国について効
力を生ずる。
23 この条の規定の適用上、国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される文書は、当該加盟機関の5
構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。
第二十四条 附属書
24 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を1
含めていうものとする。
24 この条約の改正に関する前条の規定は、附属書の改正について準用する。2
第二十五条 署名
この条約は、二千一年十一月三日から二千二年十一月四日まで、国際連合食糧農業機関において、国際連
合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であって国際連合、その専門機関又は国際原子力機
関の加盟国であるものによる署名のために開放しておく。
第二十六条 批准、受諾又は承認

九

この条約は、前条に規定する国際連合食糧農業機関の加盟国
は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は
第二十七条 加入
この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国
盟国でない国であって国際連合、その専門機関又は国際原子力機関
開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。
第二十八条 効力発生
28. この条約は、二十以上の国際連合食糧農業機関の加盟国に1
託されていることを条件として、四十番目の批准書、受諾·
に効力を生ずる。ただし、29の規定に従うことを条件とする。
28. 28. に規定する四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加2
若しくは承認し、又はこれに加入する国際連合食糧農業機
際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるもの

この条約には、いかなる留保も付することができない。	第三十条 留保	する文書は、当該加盟機関の構成国によって寄託されたものに追加	29. 国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される批准書、2.	る。当該加盟機関は、合理的な期間内にこの情報を提供する。	盟機関又はその構成国のうちいずれが責任を有するかについての	ある国際連合食糧農業機関の加盟機関に対して、この条約の対象	同憲章第二条7の規定に従って通報する。この条約のいずれの締	についてこの条約の締結に照らして必要となる変更であって当該	は、当該加盟機関は、国際連合食糧農業機関憲章第二条5の規定	29. 国際連合食糧農業機関の加盟機関がこの条約の批准書、受諾書	第二十九条(国際連合食糧農業機関の加盟機関)	諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる	
ることができない。		によって寄託されたものに追加して数えてはならない。	寄託される批准	内にこの情報を提供する。	責任を有するかについて	に対して、この条約の		必要となる変更であって当該加盟機関の権限の配分に関するものを、		書、	の 加	目 の	

匹

第三十一条	1 非締約国
締約国は、国際連	国際連合食糧農業機関の加盟国その他の国であってこの条約の締約国でないものに対し、
条約を締結するよう奨励する。	奨励する。
第三十二条	1 脱退
32.1 いずれの締約国も、	1も、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後はいつでも、
に対し、こ	の条約から脱退する旨を書面で通告することができる。寄託者は、その旨を直ちに全ての締
国に通報する。	
32.2 脱退は、脱退を	脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。
第三十三条	終了
33.1 この条約は、脱	脱退の結果として締約国の数が四十未満となる場合には、残余の締約国が全会一致で別
の決定を行う場合	を行う場合を除くほか、その時に自動的に終了する。
33.2 寄託者は、締約	締約国の数が四十になった場合には、全ての残余の締約国に通報する。
33.3 この条約を終了	条約を終了する場合には、資産の処分については、理事会が採択する財政規則により規律される。

匹

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

四三

食用作物		
作物名	属名	備考
ぱんのき(種なし)	アルトカルプス属	ぱんのき(種なし)のみ
アスパラガス	アスパラガス属	
えん麦	アウェナ属	
ビート	ベタ属	
あぶらな類	ブラッシカ属等	ブラッシカ属、アルモラキア属、バルバレア属、カメリナ属、クラン
		ベ属、ディプロタクシス属、エルカ属、イサティス属、レピディウム
		属、ラファノブラッシカ属、ラファヌス属、ロリッパ属及びシナピス
		属をいう。採油用種子作物及び野菜(例えば、キャベツ、菜種、マス
		タード、クレス、ルッコラ、大根及びかぶ)を含む。ただし、レピディ
		ウム・メイエニー(マカ)を除く。
き豆	カヤヌス属	
ひよこ豆	キケル属	
かんきつ類	キトルス属	台木として使用されるポンキルス属及びフォーチュネラ属を含む。
ココやし	ココス属	
サトイモ科に属する主要な作物	コロカシア属、クサ	タロ芋、ココヤム、ダシーン及びタニアを含む。

附属書 I 多数国間の制度の対象とされる作物の一覧表

匹匹

メロンゲナ節をいう。	ソラヌム属	なす
ツベロサ節をいい、ソラヌム・フレヤを除く。	ソラヌム属	ばれいしょ
	セカレ属	ライ麦
	ピスム属	えんどう
ファセオルス・ポリアンツスを除く。	ファセオルス属	いんげん豆
	ペンニセツム属	とうじんびえ
	オリザ属	稻
ムサ・テクスティリスを除く。	ムサ属	バナナ(プランテインを含む。)
マニホット・エスクレンタのみ	マニホット属	カッサバ芋
	マルス属	りんご
	レンス属	ひら豆
	ラティルス属	ガラス豆
	イポメア属	かんしょ
	ホルデウム属	大麦(裸麦を含む。)
	ヘリアンツス属	ひまわり
	フラガリア属	いちご
	エレウシネ属	しこくびえ
	ディオスコレア属	ヤム
	ダウクス属	にんじん
	ントソマ属	

四 五

、ルピヌス・ルテウス	「ングスティフォリウス」	ルピヌス・アルブス、ルピヌス・アングスティフォリウス、ルピヌス・ルテウス
·ス・ウリギノスス デザ・スティプラケア	・スッビフロルス、ロッサ・ストリアタ、レスペ	ロツス・コルニクラツス、ロツス・スッビフロルス、ロツス・ウリギノススレスペデザ・クネアタ、レスペデザ・ストリアタ、レスペデザ・スティプラケア
		ス、ラティルス・サティウス
イルス・ヒルスツス、ラティルス・オクルス、ラティルス・オドラツ	キケラ、ラティルス・キリオラツス、ラティルス・ヒルスツス、	ラティルス・キケラ、ラティルス
		ヘディサルム・コロナリウム
		コロニラ・ウァリア
		カナヴァリア・エンシフォルミス
アストラガルス・アレナリウス	ストラガルス・キケル、	アストラガルス・キネンシス、アストラガルス・キケル、
		マメ科の飼料用作物
		飼料用作物
ンスを除く。		
ゼア・ペレンニス、ゼア・ディプロペレンニス及びゼア・ルクスリア	ゼア属	とうもろこし
	ヴィグナ属	ささげ類
	ウィキア属	そら豆(ベッチを含む。)
アグロピロン属、エリムス属及びセカレ属を含む。	トリティクム属等	小麦
	トリティコセカレ属	ライ小麦
	ソルグム属	ソルガム

その他の飼料用作物 サルソラ・ウェルミクラタ アトリプレクス・ハリムス、アトリプレクス・ヌンムラリア トリプサクム・ラクスム ポア・アルピナ、ポア・アンヌア、ポア・プラテンシス フレウム・プラテンセ ファラリス・アクアティカ、ファラリス・アルンディナケア ム ロリウム・ヒブリドゥム、ロリウム・ムルティフロルム、ロリウム・ペレンネ、ロリウム・リギドゥム、ロリウム・テムレンツ プラテンシス、フェスツカ・ルブラ

四 八

附属書Ⅱ
第一部 仲裁
第一条
申立国である締約国は、紛争当事国がこの条約第二十二条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局
長に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題と
なっているこの条約の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に
紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局長は、受領した情報をこの条約の
全ての締約国に送付する。
第二条
1 二の紛争当事国間の紛争については、仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各
人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、
三の仲裁人は、当該仲裁裁判所の裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはなら

四 九

	ず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用さ
	れてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあって
	はならない。
2	二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で
	一人の仲裁人を任命する。
3	仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。
	第三条
1	第二の仲裁人の任命から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合食糧
	農業機関の事務局長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に裁判長を指名す
	ζ°.
2	いずれかの紛争当事国が要請の受領から二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国
	は、国際連合食糧農業機関の事務局長にその旨を通報し、同事務局長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁
	人を指名する。

Е. О

第四条
仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。
第五条
紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。
第六条
仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。
第七条
紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、
とを行う。
(a) 全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
(b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができ
るようにすること。
第八条

五. 一

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負
う。
第九条
仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費
用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当
事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。
第十条
いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利
害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。
第十一条
仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することがで
きる。

第十二条

五. 二

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。
第十三条
いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国
は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し、及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛
争当事国が欠席し、又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定
を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。
第十四条
仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合に
は、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。
第十五条
仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するもの
とし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意
見を最終決定に付することができる。

五三

第十六条
仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。仲裁判断は、紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合
を除くほか、上訴を許さない。
第十七条
最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当
該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。
第二部調停
第一条
いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、紛争当事国が別
段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの
委員は、共同で委員長を選任する。
第二条
二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調

五匹

停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有する場合又は同一の利害関係を有す
るか否かについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。
第三条
調停委員会の設置の要請が行われた日から二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われない場
合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き
続く二箇月の期間内に当該任命を行う。
第四条
調停委員会の最後の委員が任命された時から二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかった場
合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続く二
箇月の期間内に委員長を指名する。
第五条
調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。紛争当事国が別段の合意をしない限り、調停委員
会は、その手続を定める。調停委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実

五. 五.

に検討する。

調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が裁定する。

五六